

中間市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条—第17条）
- 第3章 違反に対する措置等（第18条—第27条）
- 第4章 中間市屋外広告物審議会（第28条—第32条）
- 第5章 雑則（第33条・第34条）
- 第6章 罰則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第2条第1項の屋外広告物（以下「広告物」という。）に関する規制その他必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（責務）

第2条 市は、広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関し、前条の目的を達成するために必要な情報の提供及び知識の普及に努めるとともに、市民及び事業者と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又は委託により広告物を表示させ、若しくは掲出物件を設置させる者及び広告物又は掲出物件を管理する者は、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に努めなければならない。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の制限

（禁止地域等及び禁止物件）

第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、風致地区又は伝統的建造物群保存地区のうち市長が指定する地域
- （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物及び市長が指定するその周辺の地域
- （3）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち市長が指定する地域
- （4）中間市景観条例（平成25年条例第26号）第8条の規定により定められた景観重点地区及び市長が指定するその周辺の地域
- （5）景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木並びに市長が指定する

その周辺の地域

(6) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定するもの

(7) 古墳及び墓地

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所

2 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯

(2) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹

(3) 信号機、道路標識、道路の防護柵、駒止、里程標、カーブミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの

(4) 銅像、記念碑その他これらに類するもの

(5) 公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト

(6) 消火栓及び火災報知機

(7) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(8) 煙突及びガスタンク、貯水タンクその他これらに類するもの

(9) 街路灯柱、電柱その他これらに類するもの（立看板、貼り紙、貼り札その他これらに類するものを表示する場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件

（広告物の表示等の許可）

第5条 前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除き、本市の区域に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（禁止広告物等）

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

(1) 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

(5) 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

（適用除外）

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動又は政党その他の政治団体等の選挙における政治活動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件

(3) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定めるもの。ただし、市長と協議した上で市長の同意を得たものに限る。

(4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するための広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しな

い。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物又は掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は掲出物件
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件
- (6) 自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条第 3 号の保管場所をいう。）が他の地方公共団体の区域である自動車に表示する広告物であって、当該地方公共団体の区域において適用される広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に適合するもの
- (8) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 4 条第 2 項の規定は、適用しない。

- (1) 第 4 条第 2 項第 7 号又は第 8 号に掲げる物件に表示する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 第 4 条第 2 項各号に掲げる物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物又は掲出物件のうち規則で定める基準に適合するものであって、市長の許可を受けたものについては、第 4 条第 1 項の規定は適用しない。

- (1) 自家用広告物等（第 2 項第 1 号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件

5 自動車に表示する広告物（第 2 項第 6 号及び第 7 号に該当するものを除く。）であって、第 5 条の許可を受けたものについては、第 4 条第 1 項の規定は適用しない。

6 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第 5 条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第 8 条 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで若しくは第 8 号又は第 2 項第 10 号の規定による指定があったとき、又は当該規定に該当することとなったときに、当該指定のあった又は該当することとなった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該指定の日又は該当することとなった日から 3 年間（この条例の規定による許可を受けたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(規格の設定)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の規格は、規則で定める規格に適合しなければならない。

- (1) 広告塔
- (2) 広告板
- (3) 建築物の壁面を利用するもの
- (4) 電柱類を利用するもの
- (5) 立看板
- (6) 貼り紙、貼り札その他これらに類するもの
- (7) 建物から突出する形状のもの
- (8) 自動車に表示するもの

(許可の条件、期間及び更新)

第10条 市長は、第5条又は第7条第4項の許可をするときは、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、第1項の期間について、更新の許可をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更又は改造の許可等)

第11条 第5条又は第7条第4項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造(規則で定める軽微な変更又は改造を除く。)を行おうとするときは、市長の許可(以下「変更又は改造の許可」という。)を受けなければならない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、変更又は改造の許可について準用する。この場合において、変更又は改造の許可の期間は、変更又は改造の許可を受ける前に受けていた許可の期間の残存期間と同一の期間とする。

(許可の申請及び手数料)

第12条 この条例に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 第5条の許可、第10条第3項の更新の許可及び変更又は改造の許可を受けようとする者は、その申請の際に別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(許可の表示)

第13条 この条例に規定する許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物又は掲出物件の一部に許可印を受け、又は許可証を表示しなければならない。ただし、広告物又は掲出物件の一部に許可印を受け、又は許可証の表示をすることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(管理義務)

第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物又は掲出物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行わなければならない。

(除却義務)

第 15 条 この条例に規定する許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（以下「広告物の表示者等」という。）は、当該許可の期間が満了したとき、又は第 25 条の規定により許可が取り消されたときは、当該事実の発生した日から 10 日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 8 条の広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

(屋外広告物管理者の設置)

第 16 条 広告物の表示者等は、屋外広告物管理者を置かなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 規則で定める広告物又は掲出物件を管理する屋外広告物管理者については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項の建築士（同条第 4 項の木造建築士を除く。）の資格を有する者又は法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者でなければならない。

(屋外広告物管理者等の届出)

第 17 条 広告物の表示者等は、前条第 1 項の規定により屋外広告物管理者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。屋外広告物管理者を変更したときも、同様とする。

- 2 広告物の表示者等に変更があったときは、新たに広告物の表示者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 広告物の表示者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 3 章 違反に対する措置等

(措置命令)

第 18 条 市長は、この条例に規定する許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、広告物の表示者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、広告物の表示者等を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5 日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した場合の公示事項)

第 19 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件を除却した日及び場所
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 法第 8 条第 6 項の費用の徴収に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(保管した場合の公示等)

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、公示の日から2週間(法第8条第3項第1号の広告物にあつては、2日間)、市の掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 市長は、法第8条第3項第2号の広告物又は掲出物件については、前項に規定する公示の期間が満了してもなお当該広告物又は掲出物件の所有者等(法第8条第2項の所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙等に掲載するものとする。

(価額の評価の方法)

第21条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(売却する場合の手續)

第22条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第23条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(返還する場合の手續)

第24条 法第8条第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件又は同条第3項の規定により売却した代金を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるほか、規則で定めるところにより返還するものとする。

(許可の取消し)

第25条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項(同条第3項又は第11条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- (2) 第11条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第18条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(報告及び立入検査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等若しくは屋外広

告物管理者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(処分、手続等の効力の承継)

第27条 広告物の表示者等について変更があった場合において、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の広告物の表示者等がした手続その他の行為は、新たに広告物の表示者等となった者がしたものとみなし、従前の広告物の表示者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに広告物の表示者等となった者に対してしたものとみなす。

第4章 中間市屋外広告物審議会

(審議会の設置)

第28条 本市の広告物に関する事項に関して調査審議するため、中間市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項について審議会に諮問するものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号並びに第2項第10号の規定による地域及び場所並びに物件の指定並びに当該指定の変更及び解除に関する事項

(2) 第7条第2項第1号から第3号まで及び第6号、第3項各号、第4項並びに第6項の規則で定める基準の制定及び当該基準の変更に関する事項

(3) 第9条の規格の設定及びその変更に関する事項

(審議会の組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(審議会の委員の任期)

第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(審議会の会長及び副会長)

第31条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(告示)

第33条 市長は、第4条第1項第1号から第6号まで若しくは第8号若しくは第2項第10号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第35条 第18条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第2項又は第5条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第15条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者

第37条 第26条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して前3条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）の規定によりなされている許可及び当該許可に係る届出については、その許可の期間に限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に福岡県屋外広告物条例の規定によりなされている同意については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前において第7条第2項第1号から第3号まで及び第6号、第3項各号、第4項並びに第6項の規則で定める基準及び第9条の規則で定める規格を制定する場合は、第28条第2項第2号及び第3号の規定は適用しない。

(中間市手数料条例の一部改正)

- 5 中間市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表（第12条関係）

区分		金額	
貼り紙		1枚につき	5円
貼り札		1枚につき	10円
広告幕		1枚につき	400円
立看板		1個につき	200円
アドバルーン		1個につき	1,000円
電柱を利用する広告物		1個につき	200円
広告板、広告塔その他の広告物	1平方メートル未満のもの	1個につき	200円
	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個につき	400円
	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき	800円
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき	1,600円
	10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個につき	3,200円
	20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個につき	5,000円
	30平方メートル以上50平方メートル以下のもの	1個につき	8,000円
	50平方メートルを超えるもの	1個につき	8,000円に50平方メートルを超える面積（1平方メートル未満の端数を生じる場合は、1平方メートルに切り上げた面積）について1平方メートルにつき200円を乗じて得た額を加算した額（その額が50,000円を超えるときは、50,000円）

備考 広告板、広告塔その他の広告物であって照明を伴うものについては、この表に定める額の2倍の額とする。